

<旅館・ホテル関係の廃止手続き>

【長崎県県南保健所 衛生環境課】担当者が不在の場合がありますので、来所の際は事前連絡ください。
TEL:0957-62-3288 FAX:0957-64-6520 E-mail:s11620@pref.nagasaki.lg.jp

関係各法令	申請書類名等（クリックでリンクします）	届出時期	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
1 旅館業法	旅館業営業廃止届	廃止後10日以内	1部	不要	許可証(原本)	県庁トップ画面→(右上)電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内)県民生活環境部→ 生活衛生課 (1ページ目)
	許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	県庁トップ画面→(右上)地方機関で探す→県南保健所→(所属)保健部 衛生環境課→生活衛生→旅館
2 公衆浴場法 ※必要な場合のみ	公衆浴場営業廃止届	廃止後10日以内	1部	不要	許可証(原本)	県庁トップ画面→(右上)電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内)県民生活環境部→ 生活衛生課 (1ページ目)
	許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	県庁トップ画面→(右上)地方機関で探す→県南保健所→(所属)保健部 衛生環境課→生活衛生→旅館
3 興行場法 ※必要な場合のみ	興行場営業廃止届	廃止後10日以内	1部	不要	許可証(原本)	県庁トップ画面→(右上)電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内)県民生活環境部→ 生活衛生課 (1ページ目)
	許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	県庁トップ画面→(右上)地方機関で探す→県南保健所→(所属)保健部 衛生環境課→生活衛生→旅館
4 建築物衛生法 (特定建築物) ※必要な場合のみ	特定建築物の(変更)届出書	廃止後1か月以内	2部	不要	不要	県庁トップ画面→(右上)電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内)県民生活環境部→ 生活衛生課 (3ページ目)
5 食品衛生法 ※必要な場合のみ	営業許可申請書・営業届(廃業)	廃止後	1部	不要	許可証(原本)	検索サイトで「長崎県県南保健所 衛生環境課」で検索→「食品衛生」→「食品営業許可について」→「食品営業許可・届出について」
	許可指令書紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
6 温泉法 ※必要な場合のみ	温泉利用許可廃止届	廃止後	1部	不要	許可証(原本)	検索サイトで「長崎県県南保健所 衛生環境課」で検索→「生活衛生」→「温泉」
	許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
8 水質汚濁防止法	特定施設廃止の届出	廃止後30日以内	2部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→(右上)電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内)県民生活環境部→ 地域環境課 (1ページ目)
9 净化槽法 ※必要な場合のみ	浄化槽使用廃止届出書	廃止後30日以内	3部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→(右上)電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内)県民生活環境部→ 水環境対策課